

【 建設交通部 】

件 名	府営住宅の管理について
<p>申立概要 【受理元. 6. 10】</p>	<p>府営住宅の管理について、府や府営住宅管理センターに適切な対応をするよう、意見・要望願いたい。</p> <p>① 住宅課とのメールでのやりとりについて、当初は応答があったものの、直接面会したいとのメールを最後に一方的に全く応答されなくなった。また、共同庭利用について府の規約及び見解について問合せたが回答してもらえない。</p> <p>② 共同庭において個人的な植栽が行われ、風通しや害虫発生などの環境悪化の実害を被っている。</p> <p>③ 上階のベランダに植木鉢が置かれており、撤去するよう要望したが放置されたままで、京都府府営住宅条例第32条の「正常な状態」とは程遠い危険な状態である。</p> <p>④ 共同庭の散水が共同水栓から行われている。水道代は共益費から出ており、個人の園芸に使用すべきものではない。</p> <p>⑤ 集合郵便ポストに汚物が入ったまま放置されている。</p>
<p>確認事項 【通知元. 8. 15】</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <p>① 共同庭の利用方法や自治会との関係に関する考え方については、メールにおいて既に説明した内容であったため、同じ内容の質問に対しては都度ごとに返信を行っていなかったが、その後メールを送信し、現地での対応が必要なものはその都度対応している旨説明した。</p> <p>② 屋外の樹木等で発生する害虫の駆除については、入居者全員に配布する冊子「入居のしおり」の「修繕負担区分表」において、入居者負担であることを示している。</p> <p>なお、敷地の共用部分の管理は自治会で行われ、共同庭の利用についても自治会で決定されており、府としても住人の総意として尊重しなければならないと認識している。また、このことについて、自治会の中で意見を交わしていただくよう依頼している。</p> <p>③ ベランダの植木鉢は、撤去済みである。</p> <p>④ 使用する住人は、共同水栓の使用方法について自治会の承認を得ており、基本料金を上回った場合には使用した住人が水道料金を負担することとされている。なお、これまでの散水に関しては、基本料金内に収まっている。また、共同水栓の使用について意見がある場合には、自治会において意見していただくよう依頼している。</p> <p>⑤ 本件は、いたずらの域を超えた行為であると認識しているため、被害を受けた住人から警察に通報し、証拠保全が求め</p>

られたことから、一時使用できない状態にした。また、後日、当該郵便ポストの付着物は完全に乾燥し、臭気や害虫等の発生はなく、その後、清掃済みであることを現地確認した。